

波羅夷殺戒の一解釈

——『根本説一切有部毘奈耶』の〈Upasena 物語〉について——

沼 田 一 郎

(北海道大学)

はじめに

律文献の諸規定は、その成立の因縁や判例を検討することで具体的な様子を知ることができる。その点で「根本説一切有部律」は比喻・因縁譚の挿入が多く、興味深い資料を提供しているのである。ここで取り上げる「波羅夷殺戒」でも様々なケースを列挙し、そらが波羅夷に該当するか否かが検討されている。本稿では「波羅夷殺戒」に含まれる Upasena（資料によって小軍・近将・優婆斯・随勇などと表記されるが、便宜上 Upasena で統一する）の物語を取り上げるが、それは次のような理由による。

「波羅夷」はサンガからの追放に至る最も重大な規律違反であるが、⁽¹⁾盗と殺についてはサンガの外の世界、つまり世俗社会との関わりを考慮する必要がある。窃盗と殺人は世俗の法制度にも抵触するからである。サンガは社会との関わりを全く断った存在ではあり得ないから、比丘の犯した犯罪にも世俗社会の側から何らかの反応があってしかるべきである。Upasena の物語は、比丘がサンガ外で関与した殺人（墮胎）について問題にしており、サンガと社会との関連を明らかにする上で好適な資料と考えた次第である。また、「波羅夷」は仏教の独創とは言えず、正統派文献にも mahāpāṭaka のような類似の概念がある。出家者の社会的位置付け

という課題を扱う場合、仏教の律蔵は重要な手がかりとなる。

1. 波羅夷と mahāpātaka

「波羅夷」の語源については定説がないが、⁽²⁾「淫・盗・殺・妄語」のように社会的道徳的に非とされる事項をひとまとめにして扱うことは、仏教以外の資料にも見られる。正統派の mahāpātaka は、「バラモン或いは胎児を殺す」「スラー酒を飲む」「黄金を盗む」「師匠の妻との性交渉」そして、「これらをなす人との交際」の5項目であり、これは *Chāndogya Upaniṣad* 5. 10. 9 に初出とされる。⁽³⁾それはウッターラカ・アールニにプラヴェーハナ・ジャイヴァリ王が「五火二道説」を解き明かす箇所として知られており、それを犯した者は死後に devayāna, pitṛyāna のいずれをもたどることが出来なくなってしまうような重い罪として言及されている。また、ジャイナ教の mahāvratā・anuvratā はそれぞれ波羅夷・五戒に相当する如くであり、これらは Mahāvīra 以前の成立とされている。⁽⁴⁾

⁽⁵⁾*ChāndUp* の例が詩の形であること、ジャイナ教の vrata の成立が古いこと、それぞれ仏教の波羅夷と内容的にも共通することなどから、古ウパニシャッド・仏教・ジャイナ教の成立当時、重大な罪或いは犯罪行為を、このようにひとまとめにする考え方が社会に共有され、仏教の波羅夷もそこに由来すると考えることもできるであろう。⁽⁶⁾

2. Upasena 物語の資料

冒頭で述べたように、四種の波羅夷の中で世俗社会との関わりが予想されるのは「盗」と「殺」である。殺戒の学処制定の因縁は、世尊が不淨觀を説いたために、比丘が身体を厭って相次いで自殺し、互いに殺し合い、あるいは外道に依頼して殺してもらったことであり、これはいずれの律文

献にも共通している。従って、殺されるのはサンガ内の比丘である。サンガ外の社会との関係という点では、比丘以外が殺人の対象となる例を検討する方がふさわしいが、本稿で扱う〈Upasena 物語〉はその一例である。

『根本説一切有部毘奈耶』は学処制定に先立って 6 種類の因縁譚を述べており、Upasena 物語はその一つである。⁽⁷⁾

本稿で扱う Upasena と同名の比丘は、Pāli *Vinaya* や *Thera-gāthā* などに知られているが⁽⁸⁾、それらと〈Upasena 物語〉との関連を示す証拠はない。〈Upasena 物語〉に関連する資料は以下の通りである。

I : SN. XXXV, 68, *Upasenasutta* (vol. IV, pp. 40-41)

最も簡潔な構成であり、以下の項目からなる。

①Sāriputta と Upasena が、Rājagaha の Sitavana, Sappasoṇḍika-pabbhāra にいた。

②Upasena の体の上に毒蛇が落下した。

③Upasena : 「体が碎け散る前に自分を外に運び出せ」

④Sāriputta : 「Upasena の身体には何の変化もないではないか」

⑤Upasena : 「自分を外に運び出せ」

⑥Upasena : 「自分には ahaṃkāra, mamaṃkāra, māna, anusaya が
ないから、身体に変化がないのである」

⑦Sāriputta : 「Upasena には ahaṃkāra etc. がない」

⑧比丘達は Upasena を外に運び出す

⑨Upasena の身体は碎け散った。

II : 『雑阿含経』巻 9, 第252経 (『大正蔵』2, pp. 60-61)

I に対応する漢訳であり、次の部分が加わっている。

⑩Sāriputta が偈を説く

⑪Sāriputta が Upasena の遺体を供養する。

⑫Sāriputta が世尊に事の次第を報告する

⑬世尊：「この偈を知っていれば Upasena の体は壊れなかったのである」と偈を説く。

⑭世尊が「呪術章句」を説く。

⑮世尊：「Upasena がこの偈と呪術章句とを知っていれば体は壊れなかったのだ」

⑯Sāriputta：「Upasena はこの偈と呪術章句とを聞いたことがない」

⑰Sāriputta は歡喜して去る。

III：『随勇尊者經』（『大正藏』3, pp. 773-774）

唯一の単行經典。構成・内容ともIIとほぼ同一である。

IV：『賢愚經』卷10, 「優婆斯兄所殺品」（『大正藏』4, pp. 417-418）

既存の avadāna を集めて中国で編纂された可能性が指摘されているが⁽⁹⁾、この品は『撰集百緣經』に対応箇所がなく、チベット訳（漢訳からの重訳⁽¹⁰⁾）にも含まれない。Upasena の出家の経緯と、出家してから兄の生まれ変わりである毒蛇に噛み殺されるまで（①～⑨を含む）が詳説され、Upasena の前生譚として獵師と独覺の物語が説かれているが、⑩～⑰に相当する部分を含まない。

V：『根本説一切有部毘奈耶』卷6, 「断人命学处第三之一」（『大正藏』23, pp. 654-658）

上記の要素をすべて含み、avadāna としての形式も整っている⁽¹¹⁾。内容の点ではIVと部分的に異なる。

VI：『根本説一切有部毘奈耶藥事』卷17, 「諸大弟子説本業報緣事」（『大正藏』24, pp. 88-89）

Upasena の前生譚としての独覺と獵師のエピソードのみ。遺憾ながら

「薬事」のこの箇所は Dutt の出版したギルギッド写本では欠落部分である。

以上を整理すると、〈Upasena 物語〉は次の 4 つの構成部分からなると言える。

[1] 毒蛇に噛まれた Upasena 比丘の死。

[2] 世尊による偈と呪句の説示。

[3] Upasena 出家の因縁譚。

[4] Upasena の前生譚。

3. Upasena による墮胎と出家

2 に示したように、IV、V は Upasena 出家のきっかけとなったエピソードを含み、それが本稿の主題である「波羅夷殺戒」にかかわるのである。以下に、V によってその梗概を示し、問題点を検討することにした。

Upasena (小軍) は富裕な長者である勝軍の子として生まれた。兄である大軍は、父の死後家業を嗣ぐが、遠方に赴いた後、長期にわたって音信不通となる。小軍は大軍の妻すなわち嫂に言い寄られた結果、彼女を妊娠させてしまう。その後、大軍から帰郷の知らせがある。嫂との関係が露見して兄に復讐されることを恐れた小軍は、Bimbisāra が「釈迦子」を「自在無碍」としていることを聞き、出家を決心して嫂を捨てる。Jeta 林の沙門住处に逃れた小軍を医術の心得のある知人が訪れ、事情を聞いて嫂の子を墮胎することを提案する。これに対して小軍は「黙然」とし、知人は嫂のもとに女を遣わし薬によって墮胎してしまう。

大軍の妻に事情を聞いた城内の女性達により「諸釈迦子は悪事をなした」との噂が広がり、世尊が小軍に問いただしたところ「随喜しただけで

ある」と答えたので、「不犯」すなわち波羅夷には当たらないとの裁定が下り、以後「随喜」するなら「越法罪」であると規定された。

帰郷した大軍に、妻が「小軍が強要した」と告げたので、大軍は復讐を決心する。Jeta 林は「施無畏城」ではない、と判断し「法をもって治罰する」ために Jeta 林に赴いた。それを知った小軍は王舎城に逃れ、そこで静虜に励んで阿羅漢果を得た。大軍は小軍を追い、獵師に500金で暗殺を依頼するが、獵師は「自在無碍」なる釈迦子を殺せば妻子が「獄死」してしまうだろうと考え、また大軍は白胡椒のように「生処」を知らず⁽¹²⁾、報酬は既に受け取っているので大軍を殺すことにした。その結果、大軍は「小軍を殺す」という「悪願」を発して死に、毒蛇として生まれ変わる。数度の失敗の後、大軍は願いを果たして小軍の身体は破壊してしまうのである。

この後、Sāriputta が世尊に報告し、世尊が「伽他」(偈)と「禁呪」を説く部分、Upasena の前生譚として独覚と獵師の物語が説かれて終わる。

4. 問題点の検討

以上の〈Upasena 物語〉について、(1) 物語としての伝承の過程、(2) 比丘による堕胎の扱い、(3) サンガ・比丘の社会的認知、の3点について検討してみよう。

(1) 物語としての伝承の過程

上記の6種類の資料をⅠ～ⅢとⅣ～Ⅵの2群に分けるならば、前者はUpasena が「我」等を断滅したことが主題であるが⁽¹³⁾、後者はそれにまつわる因縁譚の方に比重が移っていると言える。Upasena という名の比丘が出家するまでの経緯を述べる資料は他にもあるが、本稿で扱う〈Upasena 物語〉とは異なる系統のものである⁽¹⁴⁾。

IVが中国で編纂されたとすれば、その素材の一つとして既存の〈Upasena 物語〉が収録されたのであり、それはVの〈Upasena 物語〉と共通の「源泉」を持つものと考えてよいであろう。Vは「堕胎」というポイントを中心として「源泉」を律文献に適合するように脚色しているのであるが、その点については後述する。

(2) 比丘による堕胎の扱い

どの段階で胎児が「人間」の範疇に入るのかについての見解には若干の相違があるが、堕胎は律文献全般に殺人の一種と認められている⁽¹⁵⁾。しかし、『根本説一切有部毘奈耶』ではこの時点で波羅夷殺戒の学処は未だ制定されておらず、また Upasena は直接手を下したのではないことから「不犯」とされている。

Upasena は嫂の堕胎については形式的には「随喜」しただけであって、以後同様のケースは「越法罪」に相当するとされる。「越法罪」とは律文献では「根本有部律」特有の用語であるが、これがどの程度の規律違反なのかが問題となる。「根本有部律」のギルギッド写本によると、「得越法罪」の原語は“sa[^]atisāro bhavati”であり、律規定のいわゆる「五篇・七聚」のいずれかに相当するものではなく、違反の教唆のように波羅夷以下の軽い違反を指す。「越毘尼」との関連が指摘されることもあるが、原語は異なっている⁽¹⁶⁾。

(3) サンガ・比丘の社会的認知

IVとVは、ともに Upasena 出家の因縁譚を扱い、精粗の差はあるが内容的に大差がないものの、次の点に重要な相違がある。

IVでは Upasena が出家するくだりは次のように述べられている。

「基弟聞兄還国，心懷慙懼，逃至舍衛。発跡之後諸親友輩，按基婦堕基胎兒。如是展轉到達於仏前。慙愧所逼求索出家」

Upasena は舍衛城へと逃れて出家を望むが、兄の復讐から逃れることが目的ではないことは明らかであろう。同様に、兄の依頼を受けた獵師は、Upasena を見て次のように言う。

「……生慈心而作是念。我当云何殺此比丘。吾設不殺当奪我金」

Vの該当箇所ではいずれも比丘・サンガが「自在無碍」であることが重要なポイントであるが、IVはそのことについて全く触れないのである。

大軍は、Jeta 林にいる Upasena を追跡するに際して「彼処豈是施無畏城、我当於彼以法治罰⁽¹⁷⁾」と言う。「施無畏」は、一般的には「三施」の一つと認められるが、ここでは出家した比丘には世俗の法制や刑罰が及ばないことを比喩的に指していると考えてよい⁽¹⁸⁾。

「根本有部律」類では、他に『根本施有一切有部比丘尼毘奈耶』卷六「度他婦女学处第十」（「度賊女戒」に相当する）に「無畏城」が言及されている⁽¹⁹⁾。他の男と通じた執剣將軍の妻が、夫の追及を逃れるために出家を望む。吐羅難陀比丘尼が彼女を出家させたところ、執剣將軍は「豈可彼入無畏城」と言った。結局このような類の世俗の罪を犯した女（他の文献では「賊女」とされる）を出家させることは以後禁じられる。

この『比丘尼畏奈耶』の因縁譚でも出家の動機は Upasena の場合と同じで、それは「無畏城」と呼ばれているのである。出家してサンガに入ることが「入無畏城」なのである。

5. 結 び

以上を要約して結論に代え、若干の展望を付け加えて結びとする。

①〈Upasena 物語〉は、本来原始仏教における「我」の否定の教説を核としている。

②伝承の過程で因縁譚や Upasena 比丘の前生物語が増広された。

③これと別系統の Upasena 出家の因縁譚もある。

④「根本有部」律の avadāna として採用されるに際して、サンガと社会との間の緊張関係を示唆するように改変された。

V は Upasena の行為に対する社会からの非難についても言及しているが、それがどのように解決されたのか、あるいは無視されたのかについての記述はなく、律文献としてはそれは妥当な扱いであると言える。「度賊女戒」に見られるように、サンガの潔癖性を保つことによって社会からの自立が維持されるのであり、それは構成員たる比丘の犯罪に対してはサンガからの追放という形をとるが、社会の側でこれがどのように扱われるのかが問題として残るのである。

注

- (1) 「波羅夷盜戒」については、杉本卓洲「盗戒と原罪としての盗」『藤田宏達博士還暦記念論集 インド哲学と仏教』1989年、平楽寺書店、pp. 273-253（『五戒の周辺—インドの生のダイナミズム』1999、平楽寺書店、に再録）、拙稿「出家と法」『印仏研』46-2、1998年、pp. (55)~(59)。
- (2) 前掲拙稿参照。
- (3) 他に、*Taittirīya Āraṇyaka* 10.64, *Mahānārāyaṇa Up.* 19.1, *Nirukta* 6.27 などにも罪のセットが言及される。これらと仏教の五戒との関連が示唆されている。（『辻直四郎著作集』第1巻、p. 235）
- (4) 長崎法潤「ジャイナ教の戒律—仏教の戒律との関係を中心にして」森章司編『戒律の世界』汲水社、1993年、pp. 173-187（佐々木教悟編『戒律思想の研究』昭和56年、平楽寺書店、pp. 75-95 の再録）。
- (5) この箇所では śloka とされるが、実際には不規則な triṣṭbhu である。
steno hiraṇyasya surāṃ pibaṃś ca /
guros talpam āvaśan brahmahā ca //
- (6) Oldenberg, Jacobi によってもその可能性は示唆されている。注1の拙稿参照。
- (7) 6種の因縁譚については『二百五十戒の研究I』（平川彰著作集第14巻）pp. 259-262 に概要が述べられている。

- (8) *Vinaya* の出典については, K. R. Norman et al.: *Index to the Vinaya Piṭaka*, PTS 1996; また, *ThG.* 577-586.
- (9) 高橋盛孝「賢愚経とザン・ルン」『東方学』26, 1963年, pp. 47-55.
- (10) 高橋盛孝『藏漢対訳賢愚経』(関西大学東西学術研究所研究叢書3), 1970.
- (11) 岩本裕『仏教説話研究序説』法蔵館, 1967年, pp. 26-36.
- (12) 白胡椒の喩えは『根本有部毘奈耶』の他の箇所にも「如白胡椒莫了生処」と出る。『大正蔵』23, pp. 764b, 968c.
- (13) 『瑜伽論』撰事分が『雜阿含経』を所依とすることは夙に知られているが、第252経については、巻91で「復次、善修梵行於諸蘊処我我所見已永断者、若為損身乃至奪命苦受所触、終無色変心変可得」(『大正蔵』30, p. 815b)と、「我我所見」を断つことを本経の主題ととらえており、世尊の説く偈と呪句については言及していない。向井亮「『瑜伽師地論』撰事分と『雜阿含経』」『北海道大学文学部紀要』XXX III-2, 1985年, pp. 1-41.
- (14) 仏弟子の出家の因縁を説く各種の經典の中で、Upasena 比丘を扱うものとして『仏本行集経』巻42-43「優波斯那品」(『大正蔵』3, pp. 851-856), *Mahāvastu* III, pp. 431-432 があるが、〈Upasena 物語〉とは関連がない。
- (15) 『二百五十戒の研究 I』pp. 268-269.
- (16) 「越毘尼」の原語は *vinaya^atikrama* である。平川『原始仏教の研究』pp. 280-281, 『二百五十戒の研究IV』p. 481.
- (17) 『大正蔵』23, p. 656a, 他に, p. 780b-c.
- (18) ダルマ文献には、王がバラモンなどに「無畏」(*abhaya*) を与えることを推奨する規定がある。

jītvā saṃpūjayed devān brāhmaṇāṃś caiva dhārmikān /
pradadyāt parihārārthaṃ khyāpayed abhayāni ca // Manu 7.201

神々と *dharma* に従うバラモンとに敬意を表してから、
 免税特権を与え、無畏であることを説明せよ。

abhayaṣya hi yo dātā sa pūjyaḥ satataṃ nṛpaḥ /
sattraṃ hi vardhate tasya sadaivābhayaḍakṣiṇam // Manu 8.303

無畏を与える王は永遠に尊敬される。

無畏が *dakṣiṇā* であるような、彼の *sattra* 祭は繁栄する。

他に, *Viṣṇu* 92.1, *Yāj* 1.323 など。

- (19) 『大正蔵』23, p. 936a.